

## 処理困難物の有料回収 及び衣類(資源ごみ)の 回収を実施します

◎処理困難物有料回収  
ごみ集積所に出せないごみ  
(処理困難物)の有料回収を次の  
とおり実施します。

○日時 9月27日(日)

午前9時～午前11時

○実施場所 役場西側

○処理手数料

区分大 2,000円  
区分中 1,000円  
区分小 500円

○処理方法

当日、処理困難物を役場まで  
搬入してください。

○当日回収できないもの

- ・お店や事業所から出るごみ
- ・農機具
- ・テレビ、エアコン、洗濯機(衣類乾燥機含む)及び冷蔵庫(冷凍庫含む)の家電4品目
- ・その他一般廃棄物でないもの

【戸別回収を希望される方】

役場まで処理困難物の搬入が  
困難な方については、別途、戸  
別回収も実施しています。

戸別回収を希望する方は、事  
前にお申し込みが必要で  
す。次の受付期間中に生活安全  
課まで電話にてお申し込み  
ください。

○戸別回収申込み受付期間  
9月7日(月)～23日(水)  
午前8時30分～午後5時  
(役場閉庁日を除く。)

○戸別回収手数料(処理費込み)

区分大 3,000円  
区分中 1,500円  
区分小 800円

◎衣類(資源ごみ)回収

町では、資源の有効活用推進  
のため、処理困難物の回収とあ  
わせて、衣類の回収を実施しま  
す。限りある資源のリサイクル  
にご協力をお願いします。

○日時 9月27日(日)

午前9時～午前11時

○実施場所 役場西側

○回収方法

透明なゴミ袋に入れて持参し  
てください。

○回収できない衣類

- ・濡れた物、破れた物、汚れのひどい物、ユニフォーム、学生服、会社の制服等
- ・事業所などから排出されたもの(作業着、工場で発生した裁断クズや余布等)
- ・その他のもの(布団、カーペット類、スリッパ、着物・帯、はんでん、帽子、靴下、スキーウェア類、雨合羽等)

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618(直通)

## 農業用機械から道路に 泥を落とさないように 注意しましょう

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者・バイク・自転車・車いすなどの通行の妨げになり大変危険です。

環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。なお、道路を汚してしまつた場合は、速やかに泥の撤去・清掃をしていただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582(直通)

## 屋外広告物の表示には 許可が必要です

街の中には、様々な種類の屋外広告物があります。屋外広告物を表示するときは、原則として許可が必要です。

【屋外広告物とは】

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲示されたものをいいます。

○規制について

屋外広告物については、街の

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、表示場所や大きさを規制しています。

【主な規制の例】

- ・自己の店舗等から離れた場所に表示する場合
- 原則、禁止地域(道路の敷地境界から一定の範囲の区域、信号の付近など)や禁止物件(街路樹、道路標識など)には表示できません。

※自己の店舗等に店名や取扱商品名などを表示する『自家広告物』については、一定の要件を満たすことで、禁止地域においても表示することができます。

要件等の詳細については、お問い合わせください。

○許可期間について

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。また、許可期間の満了後も引き続き表示するためには、事前に更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室  
☎(84)3347(直通)